

令和7年度 学校支援員(パートタイム会計年度任用職員) 登録者随時募集要項

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和7年度学校支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)します。)

資格要件について

○ありません。

応募資格について

地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【欠格条項】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

業務内容等について

○阪南市立小・中学校における子どもたちの学習支援及び学校事務に関わる業務

- (1) 学校内における子どもたちの学習支援。
- (2) 学習プリントの準備、清掃・消毒作業等の学校業務に関わる事務補助。
- (3) 上記に掲げるもののほか校長が必要と認める職務に関すること。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内小・中学校
勤務時間	8:00～17:00のうち1～3時間。(休憩時間なし) ※ 始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会事務局及び学校長との話し合いで決定します。 ※ 配置された学校により、始業・就業時間が変わります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日のうち1日～5日。(祝日・学校休業日等を除く。学校行事で土・日勤務の場合があります。) ※ 勤務可能な曜日・時間を相談のうえ決定します。 ※ 学校の登校日に合わせた勤務のため、長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬	時給1,315円 ※期末手当・勤勉手当は支給されません。
任用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
休暇	年次有給休暇 : 有、特別休暇(忌引休暇等) : 有
交通費	支給なし(自動車通勤については、校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただく必要があります。)
その他	・労働者災害補償保険(労災)を適用します。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。

	* 任免及び配置校決定は、教育委員会が行います。ただし、教育委員会が学校支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。 * 学校支援員は、職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報のもとより、学校経営に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。 その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。 ○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止 ○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止
--	--

* その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会と校長で協議します。